○国土交通省令第二十七号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第四十九条第五項、第五十条第二項及び第四項並びに第五十一条第三項の規定に基づき、並びに同法及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）を実施するため、気象庁組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年四月一日

国土交通大臣　前原　誠司

気象庁組織規則の一部を改正する省令

第一条　気象庁組織規則（平成十三年国土交通省令第三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十条」を「第三十条の三」に改める。

第一章第三節第一款中第三十条の二の次に次の一条を加える。

（航空気象品質管理推進官）

第三十条の三　総務部に、航空気象品質管理推進官を置く。

2　航空気象品質管理推進官は、航空気象管理官のつかさどる職務のうち航空気象業務の品質の管理に関する企画及び立案並びに推進に係るものを助ける。

別表第一札幌管区気象台の項中「渡島支庁及び檜山支庁の管内」を「函館市、北斗市、渡島総合振興局管内及び檜山振興局管内」に、「上川支庁及び留萌支庁の管内」を「旭川市、留萌市、士別市、名寄市、富良野市、上川総合振興局管内及び留萌振興局管内」に、「胆振支庁及び日高支庁の管内」を「室蘭市、苫小牧市、登別市、伊達市、胆振総合振興局管内及び日高振興局管内」に、「十勝支庁、釧路支庁及び根室支庁の管内」を「釧路市、帯広市、根室市、十勝総合振興局管内、釧路総合振興局管内及び根室振興局管内」に、「網走支庁管内」を「北見市、網走市、紋別市及びオホーツク総合振興局管内」に、「宗谷支庁管内」を「稚内市及び宗谷総合振興局管内」に改める。

第二条　気象庁組織規則の一部を次のように改正する。

第三十条の二の見出しを「（安全情報利用推進官及び民間予報業務監理官）」に改め、同条第一項中「民間予報業務監理官」を「安全情報利用推進官及び民間予報業務監理官それぞれ」に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　安全情報利用推進官は、気象、地象及び水象に関する情報の利用の促進に関する企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

第三十七条の見出しを「（衛星整備計画官及び衛星運用事業管理官）」に改め、同条第一項中「衛星整備計画官」の下に「及び衛星運用事業管理官それぞれ」を加え、同条に次の一項を加える。

3　衛星運用事業管理官は、気象衛星の運用に関する事業についての企画及び立案、指導並びに関係行政機関、外国の行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

第九十五条の二の次に次の一条を加える。

（情報システム管理官）

第九十五条の三　管区気象台（大阪管区気象台に限る。）の技術部に、情報システム管理官一人を置く。

2　情報システム管理官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　情報システムの管理に関すること。

二　情報システムの利用に関する関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関すること。

別表第一札幌管区気象台の項中

帯広測候所	帯広市
根室測候所	根室市

を

帯広測候所	帯広市

に改め、同表仙台管区気象台の項中

若松測候所	会津若松市

を

に改め、同表東京管区気象台の項中

千葉測候所	千葉市

を

に、

輪島測候所	輪島市

を

に、

御前崎測候所	御前崎市

を

に改め、同表福岡管区気象台の項中

山口測候所	山口市

を

に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十二年十月一日から施行する。

○国土交通省令第二十八号

海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）第十二条第五項及び第十三条の規定に基づき、並びに同法及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）を実施するため、海上保安庁組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年四月一日

国土交通大臣　前原　誠司

海上保安庁組織規則の一部を改正する省令

海上保安庁組織規則（平成十三年国土交通省令第四号）の一部を次のように改正する。

第三十五条の二の見出し及び同条第一項中「企画調整官」の下に「、海上保安機関支援業務調整官」を加え、同条第八項に次の一号を加える。

三　被疑者取調べの監査に関する特定事項についての企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関すること。

第三十五条の二中第八項を第九項とし、第七項の次に次の一項を加える。

8　海上保安機関支援業務調整官は、命を受けて、政務課の所掌事務に関する外国の海上保安機関の発達に係る支援に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

第八十条中「第三本部、第五本部、第七本部及び第八本部に限る」を「第一本部、第二本部、第六本部及び第十本部に限る」に改める。

第八十一条第一項第二号及び第三号中「第三本部、第五本部、第七本部及び第八本部」を「第一本部、第二本部、第六本部及び第十本部以外の本部」に改め、同条第二項中「、第四本部」及び「、第九本部」を削る。

第八十一条の二第一項第三号並びに第八十一条の三第三号及び第四号中「第三本部、第五本部、第七本部及び第八本部に」を「第一本部、第二本部、第六本部及び第十本部以外の本部に」に、「第三本部、第五本部、第七本部及び第八本部以外の本部」を「第一本部、第二本部、第六本部及び第十本部」に改める。

第九十六条の四を第九十六条の五とし、第九十六条の三の次に次の一条を加える。

（海洋情報企画調整官）

第九十六条の四　第十一本部に、海洋情報企画調整官一人を置く。

2　海洋情報企画調整官は、命を受けて、海洋情報監理課及び海洋情報調査課の所掌事務に関する重要事項について企画及び立案を行い、並びに整理する。